

午前11時10分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。これを一括上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第39号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合からの、ふるさと振興基金の廃止に伴う市町村返還金を本定例会に補正予算として当初提案いたしました。福岡県に返還する予定でありました1億円について、地域振興の財源にするという条件つきで市町村に配分されることとなったことにより、本市の配分額を受け入れ、同額を地域振興基金に積み立てるための補正でありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ6,762万3,000円を増額し、予算総額を271億9,915万円といたしました。

第40号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、平成23年3月31日限り、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する総合教育センターの設置及び運営管理に関する事務及び火葬場の設置及び運営管理に関する事務を廃止することと、並びに、知事の許可のあった日からふるさと振興基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更することになり、その財産処分を定めることについては、平成22年12月22日付で朝倉市、東峰村及び筑前町で財産処分に関する協議書を定めましたが、ふるさと振興基金に属する福岡県からの交付金の取り扱いについて変更する必要が生じたことから、再度、関係市町村の協議によりこれを定めたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案平成23年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成23年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。6番田中保光議員。

○6番(田中保光君) 補正予算についてちょっとお尋ねいたしますけれども、歳出のところの25ページでございますが、総務費の基金管理費でございます。

今回、財政調整基金に2億400万円程度、それから減債基金に2億円、その他公共施設整備基金、これは特例なものだと思っておりますし、もう一つの6億1,860万円もこれさっきの広域圏の関係だと思っておりますが、問題は財政調整基金と減債基金に約4億円今回積み立てられております。9月の補正でございましたか、減債基金に3億円積み立てられてお

るわけですが、基金に積み立てられるということは本当に喜ばしいことで、私はいいと思っておりますけれども、この財源が本当に自力での積み立てになっておるのか。あるいは特殊要因があつての財源でこういう財源が出てきたのか、そこをどう分析をされておるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 議員お尋ねですが、今回、補正の関係で基金に積み立てております。その大きな要因といたしましては、議員聞かれております特殊性というのがあります。地方交付税の増額によるものでございます。

この地方交付税の増額の理由といたしましては、国の補正予算関連であります。昨年平成22年11月26日に成立いたしております円高・デフレ対策の一環であります。その措置として追加交付されております。

国が補正予算において総額4兆8,000億円以上の規模で行っておりますが、国税の増収が見込まれるということで追加交付となっております。このことに伴いまして、基準財政需要額の再算定がありましたので、この額が1億5,877万6,000円あります。それと大きな点としましては、22年度におきましても国の経済対策、景気対策が次から次に打ち出されております。

そういったことで、朝倉市においても時期は逃したかもしれませんが、11月30日に雇用対策も行っております。1億5,000万円規模で行っておりますし、そういったところで打つところは打つ、そういったところで対策を講じておりますので、そういったことが挙げられるかと思えます。そういったところで所得税も伸びておるのが推測されるというところでございます。特殊性というものが一番というのはもう普通交付税の増額の再算定によるものだけということです。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

○6番（田中保光君） 今回の約1億5,000万円ほどの交付税の伸びというのは、当然に国の所得税も伸びてきたということで、再算定された部分がこの金額ではないかなというふうに思っておるところでございます。

実は21年の決算9月にあったわけですが、実質単年度収支で約7億円程度の大きな黒字を出しておるわけですが、こういうものから全体考えてまいりますと、経済対策の関係がかなり大きな要因を占めておるのではないかなというふうに思っております。

私は12月の一般質問で申し上げましたように、優遇措置が約14億円程度交付税の中で算定されておるわけですが、これは今から5年後なくなっていくわけですから、その場合を考えますと、約十三、四億円程度の財源をどこかで浮かしていけないと、将来は運営ができないというのが目に見えておるわけでございますので、そういう関係ではやはり、経済対策の中で地域の中の経済対策というのをもう少し、金がありますから進めていくべ

きではないかな。そして基礎づくりを今のうちにしておくべきではないかなという気もいたしますし、さらには、この交付税の優遇措置のあるうちに地域間の格差のある部分、当然に合併によって処理をせにゃならないもの、ここを早く整理をしていかないと、先に延ばすことになった場合には、金をためることよりも、先に延ばすことになった場合に先に影響が出てくるのではないかなと、そういう心配もいたしておるところでございます。ただ基金に積み立てることも将来の見通しで運用状況になるかもわかりませんが、その辺をうまくもう少し考えていくべきではないかなという気がいたしますが、市長の考え等をお聞きしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 田中議員御指摘のとおりだというふうに思っております。経済対策にしましても緊急雇用につきまして、本来、もっと早くやるべきことがやれてなかったということで急遽、職員の皆さん方には無理をさせましたけれども、何とか朝倉市としての雇用対策を打つことができました。それも含めて、確かに、ただ基金に積み立てるだけじゃいかんだろうと。もちろん朝倉市の土台をやっぱりつくっていく。5年後を見据えて、先を見据えた、5年以降見据えた中で、そういったことで施策をやっていくということも大事なことだというふうに私も思っております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議

題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。11番平田悌子議員。

○11番(平田悌子君) 朝倉市の交流コーディネーターの職員の廃止に伴うものだと思いますが、この職員の評価、事業の評価、その後どう引き継ぐのかというまとめはできているのでしょうか。

○議長(柴田裕隆君) 商工観光課長。

○商工観光課長(鶴田 浩君) 交流コーディネートセンターの設置期限は平成23年3月31日まででございました。コーディネーターの評価といたしますか、これまでセンターの設置目的によりましてさまざまな事業に取り組んでおったということで、評価をしているところでございます。

それから、今後の考え方でございますけれども、これまでの活動の経過を踏まえまして、つまり、活動の中で新たな課題が出てきたということでございます。

といいますのは、具体的にはインバウンドの、これは外国人旅行者への対応、それからもう一つは、着地型観光の推進、これは地元で旅行商品をつくり出すということでございますが、そういう新たな課題が出てきたということで、そこに重点化して観光施策を進めていくというような考え方がございますので、評価するというものの、新たな課題に重点的に取り組むということで、存続はしなかったということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） それではその件に関しましては新たな課題に関しましては、商工観光課が仕事を受け継いでいくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） はい。そういうふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） 第25号議案の33ページの備考の欄の読み取り方について質問をいたします。

1番、使用料の額については消費税及び地方消費税相当額を含むということは、上の全体の表にかかわることでございます。

2番、ひつぎの大きさは長さ1メートル以内及び深さ及び幅各30センチメートル以内とする。ちょっと前の条例を見せていただきましたら調べていただきましたら、肢体のひつぎについて、肢体の部分に書いてあるんですが、私が素人目に見ましたところ、ひつぎと

いったら全部の死体のひつぎととらえて、ここの記述がちょっと読み取りにくいのではないかなと思いますが、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 杷木支所長。

○杷木支所長（高倉保之君） 御説明いたします。33ページのことで備考でございますが、ここの考え方というのは、使用料のことをうたっておると思います。その中で備考という形で2点上げておりますが、基本的に先ほど議員言われたように、ひつぎということであれば大きいひつぎもあるわけですが、この肢体について単位が改めてひつぎと書いてあるのは、内容的なものからしまして、そんなに大きいものではなくて、小さいもので処理をしていただくということで、従来の形を整理させてもらって備考の欄に書き直したということでございますので。ひつぎという全体的から見れば大きいひつぎは1メートル以上多分あると思うんですが、そういう肢体の分をする場合については小さいものでお願いしたいというところで料金設定もされておると思いますので、そういうふうに御理解をしてもらいたいと思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

○11番（平田梯子君） 前の条例を見ますと、肢体、手と足のひつぎという理解が一棺という単位ということで説明を受けたんですけれども、全部死体はひつぎにおさめますので、大人のひつぎも全体の体のひつぎもというところがありますので、ここのところはもう一回説明を加える必要があるのではないかと考えているんですが、必要ないでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 杷木支所長。

○杷木支所長（高倉保之君） 考え方と思うんですけど、ひつぎのとらえ方です。改めてここに単位を示させてもらってるのは、そういう肢体の分のみでひつぎという御理解をしてもらいたいと思っております。というのが、先ほど言われるように、手とかの一部を大きいひつぎに入れられても、処理的なものも含めて大変だろうということも含めて、改めて、この備考の2につきましては、その肢体の部分のみを改めて書かせてもらっているところです。そういうふうに御理解をお願いしたいんですが。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市教育支援センター設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。13番矢野公子議員。

○13番(矢野公子君) 広域圏の教育センターがなくなるということで設置されるものと思いますが、学校教育の部分だけが行われるということで解釈していいもののでしょうか。それから、事業が書かれておりますが、事業は今まで広域で行われていた事業がここですべて行われると考えてよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○議長(柴田裕隆君) 教育課長。

○教育課長(林 千七君) これにつきましては、3月31日をもって甘木・朝倉総合教育センターが3月31日をもって廃止されるに伴いまして、朝倉市として今まで総合教育センターが行ってきた事業のうち、特に学校教育に関する分野については継続する必要があるところから、単独での教育センターを設置することになったものでございます。

中身につきましては、もちろん教職員の研修が主要なものでございますが、そのほかに特別支援事業といたしまして不登校対応の適応指導教室、これは今までもやってきた事業でございますが、これも引き続き行いますし、いじめ・不登校特別支援とか親の悩みの教育相談事業、それから、これは将来予想されます通級指導教室をさらに充実していきたいということで新しく考えているところでございます。

それから、今までやってきておりました視聴覚ライブラリーの件でございますが、これも一応、23年度までは管理貸し出しを考えているところでございます。以上でございます。

○議長(柴田裕隆君) 13番矢野公子議員。

○13番(矢野公子君) 今まで広域で行われていたのを非常に、例えば適応指導教室だとか効果を発揮していたと思いますので、続けられること非常に喜んでおります。それで、職員体制とかそういうことも十分とっていただけるものだと思いますが、それはどうなのかということと、それから、広域で行われていたのに社会教育の部分もあったんですが、その部分はこれから市単独になっていったときどこでどうしたらいいのか、ライブラリーではなく、例えば広域ではビューティフルカレッジであるとか女性会議であるとか、広域で行われていた社会教育の部分、そういうのを計画する場合、どこにどう働きかけたらいいものかなと思って、ここでは対応できないのでしょうか。

○議長(柴田裕隆君) 教育課長。

○教育課長(林 千七君) 社会教育の部分でございますが、これは今まで広域の事業として取り組んできた経過がございます。しかしながら、今度、この総合教育センターの広域的な取り組みが不要となったことから、今回設置しますセンターとしては社会教育関係等は廃止する予定にしておるところでございます。

今後、それに対する対応でございますが、当然、いろんな需要が起こってきたときにつきましても、教育課なり生涯学習課なりで対応していくということになるかと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 同じく43ページの第4条（5）のところに述べられております前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事業という項目が起こしてございますけれども、今の段階で想定される事業がございましたらお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 教育課長。

○教育課長（林 千七君） 今のところは計画はございません。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 現在想定はないということでございますけれども、それでは、教育に関するということでございますけれども、幅広い観点からなるべく認めていただくような形のものになり得るように御検討いただければというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市体育施設条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 文言の中で使用料という言葉があつたり利用料というのが出てきたり、なかなか、どう読んだらいいのかというのがわかりづらかったのでわかりやすく説明していただきたいことと、それから、指定管理者が決まったら教育委員会という言葉は指定管理者と読みかえるということですので、そうなったときに、使用料が指定管理者が決められることになる、それから使用料の減免に関しても指定管理者が決められるようになるように私読んだんですが、読み取り方も違うかもしれませんけれども、その点を説明願います。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） まず利用料と使用料の関係ですが、一般市民の方が使う場合が利用料と言いまして、今度はこちらの側ですね、行政側が使いますのは使用料ということで、読みかえができますのは今回の新しい20条の中にそういうふう書いておりますが、読みかえができるようにですね。指定管理者が導入された場合に、この使用料を利用料と読みかえることができるというふうにしております。

それから料金設定とか時間設定等もございしますが、基本的には教育委員会の担当課と協議をして、その後に変えるということになってますので、指定管理者が制度を導入されて、勝手に言ったらおかしいんですけど、簡単に変えることはできません。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 使用料、利用料、それを簡単には変えられないと、指定管理者が

簡単には変えられないということで、利用する側としてはちょっと安心した部分はありますが、指定管理をしていくとき、非常にたくさんの施設が書いてあるんですが、全体を一つの指定管理者が受けるものなのか、一つ一つの施設について指定管理者が違うのかということをお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） 現在、B&G海洋センターですね、そこだけが今体育施設の中では指定管理者を導入してこの管理をさせておりましたが、今回の場合はまだ、B&Gの条例とこの朝倉市の体育施設条例は違いますので、今後、朝倉市内の体育施設について指定管理者制度を順次入れていく計画でございます。

これが通過すれば、今、朝倉と甘木と杷木と3地域にそれぞれまとまった形で体育施設が存在しておりますので、最初は朝倉地域の体育施設ですね、朝倉体育センターそれからグラウンド、テニスコート、ゲートボール場、このあたりを一まとめにして指定管理を導入する予定ですが、その後の指定管理者と最初に導入する指定管理者は一緒になるかどうかはまだこれから公募して募集しますのでわかりませんが、近い将来すべての体育施設を指定管理制度を導入してこの管理者に管理をしてもらおうと思っておりますので、市内の全部の体育施設が全部同じ業者になるかというのは現時点では何とも言えないところです。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 先ほど減免のことについても一番最初のとき言ったんですが、それも指定管理者が決められるのではないかと、読みかえられるのではないかといいましたが、そのことも含めて教育委員会としっかりなっていくということで、それから、指定管理が次々とふえていったときに、いわゆる指定管理者のところに料金が入らないところがあったり差がついてくるようになるのではないかと不安も持ったんですが、十分、利用していく側に都合が悪くならないようお願いしたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） まず、最初の減免のほうですが、現在、体育協会なりスポーツ少年団なりに加入している団体については、体育協会は50%それからスポーツ少年団は100%、基本的に義務教育以下については100%減免にしております。これも指定管理制度が導入された後も同様にそれぞれの団体、市民の皆さんが利用できるようには考えております。

それから、指定管理料と申しますのは、例えば朝倉地域の体育施設4つ合わせて、例えば1,500万円かかったとしますね、経費が。今かかっているのが。それに収入ですね使用料、市民の皆さん、団体が使う使用料は例えば300万円とします。そしたら1,500万円引く300万円が1,200万円ですね、これが指定管理料と申しまして、指定管理者のほうに入る金額になるんですが、当然、これも実績を見ながら、過去の3年なり5年の収入と経費を計

算して見合うような金額にしておりますので、指定管理者の努力の中で、当然経費の部分は抑えていただくようになるし、また利用者もふえていただくようになりますので、指定管理料というのは基本的には今かかっている維持管理費から平均的な使用料を引いた額でございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第30号議案公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第31号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。
質疑はありませんか。11番平田梯子議員。

○11番（平田梯子君） （仮称）甘木地域センターの機能についてどのような使い方をされるのかについてと、それから財源がどこなのか、2点質問します。

○議長（柴田裕隆君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） （仮称）甘木地域センターの利用目的につきましては、甘木地域の活性化を目指しましたプラン21の計画の中で、地区住民の交流それから生涯学習も含む活動、それから、地域に限らず他地域からの交流も含めて活性化につながる拠点施設としての整備を目的として設置を計画しております。

財源につきましては、そのプラン21計画に基づきまして都市再生整備計画を1期5年で策定いたしまして、現在、その1期目の計画の中でこの施設の整備をしておるところでございますが、現在、平成22年度から従来のまちづくり交付金事業が社会資本整備総合交付金と名称を変えまして、この交付金を使って事業経費の40%が社会資本総合交付金の交付対象率で、残りにつきましては合併特例債、それから地域センターの建設の経緯で公民館機能の充実ということが、まず地元で公民館の建てかえが計画をされた経過がございますので、この公民館建てかえの際に地元から平成19年の6月だったと思っておりますが、建設要望が出され、その協議の中で、従来甘木市の公民館建てかえのルールに基づいて、地元でも自発的な寄附の取り組みがなされておりますので、その寄附の受け入れ等が財源として計画をしておるところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

○11番（平田梯子君） 私が最初説明を受けたときには、たしか市のボランティアセンターが入るということを説明を受けていたと思っております。それ、今度は委員会付託が建設経済委員会になってるから、中身が変わったんだろうと思って質問したんでございますが、そのことの、私が誤解していたのか、何かそのあたりで流れが変わったのか、それはいか

がでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） 施設機能といたしましては、まちづくり支援センターという機能の部屋を持っております。この活用については、そのボランティア活用を地域に限定することなく利用が可能な施設で、現在も施設運営についての協議を進めているところでございます。朝倉市全体を網羅するボランティア活動のセンター機能をそこに付加するかどうかについては、今後の運営検討の中で整理したいと考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） そのボランティアセンターができることによって交付金とかまちづくり交付金関係はなかったわけですか。

○議長（柴田裕隆君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） 交付金の場合、もともとまちづくり交付金事業の対象施設といたしまして、ボランティアの方々が活動する施設につきましては、まちづくり交付金事業では基幹事業と提案事業とございますが、基幹事業の場合は40%の交付金の最初から対象になるということですが、提案事業の部分につきましては、このボランティアセンターというのも利用者が限定されるということで、提案事業に含めることは可能であるというような施設の位置づけがされておりました。全体事業費の提案事業の割合というのが交付金事業を受ける際に一定、制限がされておまして、交付金の中での基幹事業の割合に応じてこの提案事業の施設も提案することができるということではありますが、一応、このボランティアセンター機能の部分につきましては、その範囲で設置が可能ということで今回施設の中に確保しているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。12番田中哲也議員。

○12番（田中哲也君） 入札で4企業体が入札で、2億7,300万円が4社というんですか、全く同じ金額で、これは最低価格を公表した中の入札ということかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） ただいま議員がおっしゃったように、最低制限価格の公表に伴う最低額での同額入札でございました。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案財産の処分についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案訴えの提起についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第34号議案訴えの提起についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第36号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第37号議案市道路線の認定についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第38号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第39号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
次に、第40号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

次に、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案及び第39号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分散会